

- ★①不納欠損は法律上の規定に基づく措置でなく、「既に調定された歳入が徴収し得なくなかったことを表示する決算手続上の取扱」である。
- ②したがって、不納欠損は「消滅した債権に対して行われるもの」であり、「不納欠損により債権を消滅する」ことはありえない。

未収金の徴収停止

- ◆債務者の所在不明、債権金額が少額等の場合は、長は、その保全及び取立をしないことができる（自治令 171 の 5）→債権消滅はしない（権利放棄、時効完成等による）

未収金の欠損措置

- ◆効率的な業務執行のための措置（不能債権の徴収業務の省略化）

- (1) 地方税法の例による強制徴収債権の消滅（滞納処分債権）
- ・無資力、滞納処分で生活が窮迫、行方不明等の際には、滞納処分の執行停止（地方税法 15 条の 7 ①）
 - ・執行停止が 3 年間継続で納付義務が消滅（同④）
 - ・徴収することができないことが明らかな場合は、直ちに消滅可能（同⑤）

(2) 時効の完成（全債権）

- ・所定の消滅時効期間経過時点で債権消滅
- （・援用が必要なもの（一般債権、公営住宅家賃、貸付金等）
- ・援用が不要なもの（地方税、負担金・分担金等、道路・海岸占用料等）

※時効期間経過後の承認

- ・未納者が時効完成を知って承認すれば、時効利益の放棄
- ・未納者が知らないまま承認した場合も、時効利益の放棄（時効の援用を認めない）として取り扱う（最高裁昭 41.4.20）

(3) 免除（滞納処分不可債権）

- ・未納者が無資力等の場合で、履行期限の延長の特約が可能（分納等を含む）（自治令 171 条の 6 ①）
 - ・特約後、当初の履行期限後 10 年経過した時点でも弁済の見込みがない場合は免除
- ※議会の議決等は不要

(4) 権利の放棄（全債権）

①議会の議決（自治法 96 条①(10)）

②債権管理条例の制定・運用

- ・回収不能の場合は長は債権放棄できる旨の規定（一般的には非強制徴収債権の放棄）

[水戸^市私債権管理条例]

第 6 条 市長等は、非強制徴収債権(市の債権のうち、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権及び地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権を除いたものをいう。以下同じ。)について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該非強制徴収債権及びこれについて既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 消滅時効が完成したこと。 →この場合でも「放棄」の意思決定をずとしてしている
- (2) 債務者である法人の清算が終了したこと
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれること。
- (4) 破産法第 253 条第 1 項、会社更生法第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたこと。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権の放棄をしたときは、議会に報告しなければならない。

(5) 個別法又は条例による減免措置（全債権）

- ・資力不足等の場合に減免規定が一般的
- どのようなケース（回収費用が超過、時効経過後援用する者が不明等）にどのような手続で行うか、十分な検討が必要

がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額は、免除する。

- 4 地方団体の長は、滞納に係る地方団体の徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合又は納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る地方税を計算の基礎とする延滞金につき、その差押え又は担保の提供がされている期間(延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前3項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を限度として、免除することができる。

9 債権の消滅

(1) 債権の消滅

強制徴収債権は、法236条の規定により、債務者の時効の援用を要せず、5年(個別の法律に特別の定めがある場合を除く。)の期間が経過することにより消滅する。本条における「金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利」は、公債権と解釈されている。したがって、公債権は、5年間のうちに債権の回収ができるよう、迅速な対応が必要である。

地方自治法

(金銭債権の消滅時効)

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(2) 不納欠損

債権が消滅した場合は、財務規則の規定により不納欠損を行う。

財務規則

(不納欠損処分)

第46条 課長は、調定した歳入について法令等の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により歳入の欠損処分をすべきものがあるときは、不納欠損処分調書(様式第46号)及び不納欠損票(様式第47号)により、不納欠損を決定しなければならない。

- 2 課長は、前項の規定により不納欠損を決定したときは、会計管理者に通知しなければならない。

水戸市債権管理マニュアル
事務取扱解説